

請願書

市道路線の整備に関する請願書

要旨 鉄道側道（市道0202号線～市道6068号線の間）の早期開通を求める件

理由 私たちの町会は、もともと狭い道路の中、宅地開発がどんどん進んでおり、若い世代が増えると同時に小さな子供が増え、子供の飛び出しなど交通事故等の危険が増えると共に、万が一災害が発生した場合車両のすれ違いが困難な為、救急活動等に支障をきたす恐れがあると思われまます。また、この側道は、公民館の入口・防災倉庫に面しており、公民館活動に大変不便をきたしているのが現状であります。

側道の片側でも開通されれば車両の流れも変わり上記のことでも大分解消されると思いたいで、請願の趣旨をご理解いただき側道の早期開通に努めていただきます。

地方自治法第124条の規定により、上記の請願書を提出します。

請願者（代表） 八潮市大字木曾根1244-3 原田 幸臣
ほか785名

用語 請願とは

市民の皆さんが、市制などについて直接、市議会に要望できる制度のことです。

「後期高齢者医療制度の中止・廃止を求める意見書」を政府に提出することを求める請願

要旨 政府は、今年の4月から75歳以上の高齢者を対象に「後期高齢者（長寿）医療制度」を実施しました。この制度は高齢者への過酷な負担を強い、医療内容は制限され、高齢者の命と健康を脅かすものです。とりわけ保険料の年金からの天引きによって、高齢者からの苦情は役所に殺到し、制度の周知をおこなえばおこなうほど、全国で怒りの声がまき起こっています。

制度の本身は、一部凍結処置はとられているものの、①75歳以上すべての高齢者から保険料を徴収すること、②少ない年金からの天引き、③保険料を払えない人に対する保険証の取り上げ、④受けられる医療を制限し、差別する「別建て診療報酬」の実施などです。

そもそも病気になるがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と大手企業が財政負担を増やし、高齢者が安心して医療を受けられるようにすることが政治の責任です。また、運営は広域連合ですが、住民にとって相談の窓口は市町村であり、これまで以上に大きな役割と責任を担わせるものです。

高齢者がいつでも、どこでも、安心して医療が受けられるよう、地方自治法第99条に基づき、下

記、私達の要望について、国と関係省庁へ意見書を提出していただくよう請願いたします。

上記地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願者 八潮市共同センター
八潮市中央2-29-8 埼玉土建八潮支部内 代表者 斉藤幸雄（賛同者 7,871名）
※なお、同請願について、「市民と市政をつなぐ会」及び「日本共産党」から民経消防常任委員会委員長（不採択）に対する反対討論がありました。

委員会提出議案の主な内容

議第10号議案「市長の専決処分事項の指定について」

議会の権限に属する事柄で、その議会で議決したもののについては、市長において専決処分することができるものと地方自治法第180条で規定されています。現在、全国的に問題となっており、学校給食費の未納問題など、私法上の債権に対し、市で回収するにあたり、場合によっては、

市長の専決処分事項の指定について新旧対照表 ※1

改正後	改正前
<p>○市長の専決処分事項の指定について 昭和57年6月14日 議決第53号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <p>(1) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が1件200万円未満の額を定めること。 (2) 前号の損害賠償額の決定に伴い、予算を定めること。 (3) 市が当事者である和解で、その目的の価額が1件200万円未満のもの (4) 法令により当然必要とする条例（法令による条項等の移動の引用条文の改正及び用語の改正に関する条例に限る。）を改正すること。 (5) 市が提起する訴えで、その目的の価額が1件200万円未満のもの</p>	<p>○市長の専決処分事項の指定について 昭和57年6月14日 議決第53号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</p> <p>(1) 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が1件200万円未満の額を定めること。 (2) 前号の損害賠償額の決定に伴い、予算を定めること。 (3) 市が当事者である和解で、その目的の価額が1件200万円未満のもの (4) 法令により当然必要とする条例（法令による条項等の移動の引用条文の改正及び用語の改正に関する条例に限る。）を改正すること。</p>

別表（第159条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
各会派代表者会議	会派間の意見調整、その他議会の運営等に関し協議又は調整を行う。	議長、副議長及び各会派（所属議員が1人の場合を除く。）の代表者	議長
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う。	全議員	議長
議会報編集委員会	議会の活動状況を広く市民に伝え、開かれた議会の一層の推進を図る。	議長、副議長及び委員	委員長

改正後

（協議又は調整を行うための場）
第159条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

議第11号議案 「八潮市議会 議規則の一部を改正する規則」

（左表参照）

それらの問題に関係する児童・生徒の情報が公にならざるを得ない場合が生じます。この問題を配慮し、プライバシーの保護に努めるために項目を追加したものです。（※1参照）

地方自治法の一部改正等に伴い、議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場を正規の議会活動として位置づけるため、八潮市議会会議規則の一部改正を図ったものです。